指定後の注意事項【行動援護】　　重　要

1. 変更届について

・届出の期限は変更日から 10 日以内となっていますが、できるだけ事前に届け出てください。
・なお、加算の増額となる変更については、15 日までに届出があった場合は翌月 1 日から、
それ以降翌月 15 日までに届出があった場合は、翌々月 1 日からの算定となります。
・届出方法が【来庁】となっている場合は、事前に電話等で日時を予約のうえ持参してください。

（注）①届出方法が【郵送】となっているもの以外は郵送による受付はできません。
②２種類以上の届出のうち、一つの事案が【来庁】となる場合は、すべて予約のうえ【来庁】して一括で届け出てください。

■提出に必要な書類
変更届出書、添付書類等の必要な様式は、茨木市のホームページからからダウンロードしてご使用下さい。
各様式の記載例を参考に、記入漏れや記入誤りのないよう、ご注意ください。

（１）変更届出書（様式第３号）
（２）変更届または加算届連絡票兼補正書
郵送の場合：**返信用切手を貼った定型封筒**（受付票を返送しますので、返送先を記入してください。）
（３）上記以外の添付書類　下記１～10 の該当する変更する事項ごとに異なります。

変更する事項		添付書類	留意点
1	事業所の名称 【来庁】	・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程	・事業所名が定款等で定められている場合、定款等変更の手続きが必要です。
2	事業所の所在地（移転）又は専用区画の変更 【来庁】	・指定に係る記載事項(付表) …① ・運営規程…② ・事業所の平面図 (専用区画の変更の場合は変更前と変更後の平面図) ・事業所内外の写真（専用区画の変更の場合は変更箇所の写真) ・案内図…③	・事業所の連絡先(電話番号等)にも変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。 ・専用区画のみ変更の場合は、左記①②③は不要です。 ・茨木市内を越える移転の場合は、事業の廃止、新しい所在地での新規申請が必要になります。
3	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地 定款 【来庁】または【郵送】	・履歴事項全部証明書 ・定款又は寄附行為等の写し （定款等の内容が変更された場合) ・事業所一覧表 （同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。)	・法人の一体性(継続性)が認められる場合。それ以外は、新規申請が必要となります。運営法人が変更となる場合は、必ず事前にご相談ください。 ・定款等の変更については指定障害福祉サービスに直接関係のない届出は不要です。 ・申請者の主たる事務所の連絡先(電話番号等)に変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。

変更する事項		添付書類	留意点
4	申請者（法人等）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 【来庁】または【郵送】	・履歴事項全部証明書 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書…① ・役員等名簿（管理者含む）…② ・事業所一覧表 （同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。）	・左記①②は申請者の代表者が新たに法人に就任する場合、添付してください。
5	申請者(法人等)の役員の氏名、生年月日、住所及び職名 【来庁】または【郵送】	・履歴事項全部証明書…① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書…② ・役員等名簿（管理者含む）…③ ・事業所一覧表 （同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。）	・左記①は、役員の氏名等が記載されていなければ提出不要です。 ・左記②③は役員が新たに法人に就任する場合、添付してください。 ・代表者以外の役員の役職が変更になるのみの場合、届出は不要です。
6	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 【来庁】または【郵送】	・指定に係る記載事項(付表)…① ・経歴書 ・組織体制図…② ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ・役員等名簿（管理者含む）	・氏名及び住所が変更になるのみの場合、左記①を添付してください。 ・左記②はすべての兼務関係を明確に記載してください。
7	サービス提供責任者又は従業者の氏名、生年月日、住所及び経歴（増員を含む） 【来庁】または【郵送】	・指定に係る記載事項(付表)…① ・経歴書 ・組織体制図…② ・資格を証する書類 ・実務経験証明書 ※サービス提供責任者人数に増減のあった場合 ・従業者数、１月あたりのサービス提供時間数及び前３月平均の利用者実数を変更理由欄に明記してください。	・氏名及び住所が変更になるのみの場合、左記①を添付してください。 ・左記②はすべての兼務関係を明確に記載してください。
8	主たる対象者 【来庁】または【郵送】	・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程 ・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…①	・対象者を特定する場合は左記①が必要です。

変更する事項		添付書類	留意点
9	運営規程 ①営業日･営業時間 　サービス提供日 　サービス提供時間 ②通常の事業の実施地域 ③利用料金 ④サービス提供責任者の減員 ⑤従業者の減員 ⑥上記以外の事項 【来庁】または【郵送】	①～⑤の場合 ・指定に係る記載事項(付表) ⑥の場合 ・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程	・変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。 ・⑤のみによる届出は不要です。他の項目の届出時に併せて届け出てください。但し指定基準に満たなくなる場合はこの限りではありません。
10	その他（特定事業所加算　等） 【来庁】または【郵送】	内容によって、提出いただく書類が異なりますのでご相談ください。	

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。